

川越市告示第 428 号

川越市自転車放置防止条例第10条第2項及び第4項の規定に基づき、放置自転車を撤去したので、同条第5項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和 8 年 6 月 8 日

川越市長 森田初恵

- 1 撤去を実施した場所
川越駅周辺、南古谷駅周辺、霞ヶ関駅周辺
なお駅周辺以外の撤去実施場所は、
別紙撤去自転車台帳（自転車放置禁止区域外）のとおり
- 2 撤去を実施した日
令和8年5月7日、8日、11日、12日、15日、
19日、20日、25日、28日
- 3 撤去した自転車の保管場所
川越市大字大仙波1237番地4
- 4 自転車の台数
35台（自転車放置禁止区域外 22台含む）
- 5 返還する日及び返還場所
撤去した日から保管場所にて返還
- 6 問い合わせ先
川越市役所市民部防犯・交通安全課
電話 049-224-8811 内線 2476